

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）（抜粋）

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に別表に掲げる執行機関の附属機関を置く。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市予防接種健康被害事故調査委員会	市が実施した予防接種により発生した健康被害に関する医学的見地についての調査、審議等に関する事項